

# 大分県の最低賃金が変わります

## 大分県最低賃金（地域別）

令和3年10月6日より

時間額 **822円**

※令和2年12月25日適用の特定最低賃金（業種別）の対象労働者を除きます。

問合せ先

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 大分労働局 労働基準部 賃金室 | TEL: 097-536-3215 |
| 大分労働基準監督署       | TEL: 097-535-1512 |
| 中津労働基準監督署       | TEL: 0979-22-2720 |
| 佐伯労働基準監督署       | TEL: 0972-22-3421 |
| 日田労働基準監督署       | TEL: 0973-22-6191 |
| 豊後大野労働基準監督署     | TEL: 0974-22-0153 |

## 活用できる助成金

### ▶雇用調整助成金等の要件緩和

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

問合せ先

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

TEL: 0120-60-3999

土日・祝日含む9:00~21:00

### ▶業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、業務の効率化を図る機械設備、コンサルティング導入などを行った場合にその費用の一部を助成します。

45円コースの新設や年度内に2回までの申請が可能等の変更がありました。

問合せ先

業務改善助成金コールセンター

TEL: 03-6388-6155

平日8:30~17:15